

国務院金融安定発展委員会 金融業開放拡大 11 条を公布

リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

2019年7月20日、国務院金融安定発展委員会が『金融業对外开放のさらなる拡大の関連措置』（計11条、以下は「金融業開放拡大11条」という）を公布しました。

1. 政策の背景

2017年7月14日から15日にかけて北京で開催された全国金融業務会議において、中国国家主席習近平が国務院金融安定発展委員会の設立を発表し、「一行两会」（「一行」は中国人民銀行、「两会」は中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会）を協働させ、金融改革開放を深めるという役割を担わせることとしました。国務院金融安定発展委員会の主任は、国務院副総理の劉鶴が務めます。

米中貿易摩擦を背景に、国務院金融安定発展委員会は「金融業開放拡大11条」を公布し、李克強総理が今年7月に開催された第13回夏季ダボスフォーラムの開幕式スピーチで言及した「金融等の近代サービス業の開放措置を深める」及び「今年末前に外資参入ネガティブリスト以外の制限規定を全面的に撤廃する」等の内容を文書形式で明確化、具体化しました。

現在、中国における金融業開放は既に山場を迎え、「金融業開放拡大11条」は、中国が外資に対して金融業の对外开放の誠意を示すと同時に、当局が金融業对外开放に意欲を持つことを表明しました。

2. 本規定の主要内容

「金融業開放拡大11条」は、債券格付、資産管理、マネー・ブローカー、保険、証券・ファンド・先物、インターバンク債券等の領域を含む。

【図表1】「金融業開放拡大11条」の開放内容

No	主管部門	領域	主要内容
1	中国人民銀行	債券格付	外資機構がインターバンク債券市場と取引所債券市場の全種類の債券に格付を行うことを許可
2	中国銀行保険監督管理委員会	資産管理	国外金融機構による商業銀行の理財子会社の設立への参与、持分への出資を奨励
3			国外資産管理機構が中資銀行もしくは保険会社の子会社と外国側を支配株主とする理財会社の設立を許可
4			国外金融機構が年金管理会社の投資設立、持分出資を許可
5		マネー・ブローカー	外資によるマネー・ブローカーの独資設立もしくは持分出資を支持
6		保険	生命保険への外資持分制限（現状、上限51%）を撤廃する過渡期を、従来の2021年から2020年に前倒す
7	国内保険会社の保有する保険資産管理会社の持分が合計75%を下限とする規定を撤廃し、国外投資者の持分が25%を超えることを許可		

8			外資保険会社の参入条件を緩和し、 30年の事業継続年数の要求 を撤廃
9	中国証券監督管理委員会	証券 ファンド 先物	証券会社、ファンド管理会社及び先物会社の外資持分制限の撤廃を従来の 2021年 から 2020年 に前倒す
10	中国人民銀行	インターバンク債券	外資機構によるインターバンク債券市場の A類主幹事ライセンス 取得を許可
11			国外機構投資者によるインターバンク債券市場への投資をさらに利便化

以下では上記 11 領域の開放領域に対して具体的に説明します。

1. 外資機構が中国で信用格付業務を行う場合、インターバンク債券市場と取引所債券市場の全種類の債券に格付を行う

中国の債券市場は、主にインターバンク債券市場（主管部門：中国人民銀行）と取引所債券市場（主管部門：中国証券監督管理委員会）に分けられます。近年、中国債券市場に投資する海外投資者数が増加し、外資機構による中国債券市場の信用格付業務の展開を許可することは、海外投資者の投資判断の利便性向上に寄与します。

近年の信用格付に係る関連動向は以下の通り：

2017年7月1日、中国人民銀行は「公告[2017]第7号」を公布し、インターバンク債券市場の信用格付業務の対外開放を公表し、**国外信用格付機構がインターバンク債券市場の信用格付業務を展開する関連条件**を明確化しました。

2018年3月27日、インターバンク市場取引者協会は、『インターバンク債券市場信用格付機構登録評価規則』（公告[2018]6号）を公布し、**信用格付機構の登録評価の具体的なプロセスと要求**を明確化しました。

2018年9月4日、中国人民銀行と中国証券監督管理委員会は「公告[2018]第14号」を公布しました。

2019年1月28日、標普信用評級（中国）有限公司（S&Pの中国現法）は、中国インターバンク債券市場の「金融機構債券」、「非金融企業債務調達手段」、「構造化産品（資産証券化商品）」及び「国外主体債券」を含む全種類の信用格付業務への参入が許可されました。

2019年7月11日、標普信用評級（中国）有限公司は、初めて「工商银行金融リース有限公司」に対して主体格付報告（信用格付は「AAA」、Stable）を公布しました。

2. 国外金融機構による商業銀行の理財子会社の設立参与、持分出資を奨励

関連規定^{*1}に基づき、**銀行理財子会社**とは、商業銀行が中国銀行保険監督管理委員会の批准を経て、中国国内で設立された主に**理財業務**に従事する**ノンバンク金融機構**を指します。**理財業務**は、銀行理財子会社が投資者の委託を受け、投資者と**事前に約束した投資戦略、リスク分担及び収益分配**の方式に基づき、**受託した投資者の財産**に対して**投資及び管理**を行う金融サービスを指します。国内商業銀行は、**独資で理財子会社**を設立することができ、**国内外金融機構**もしくは**国内非金融企業と合弁**で理財子会社を設立することもできます。

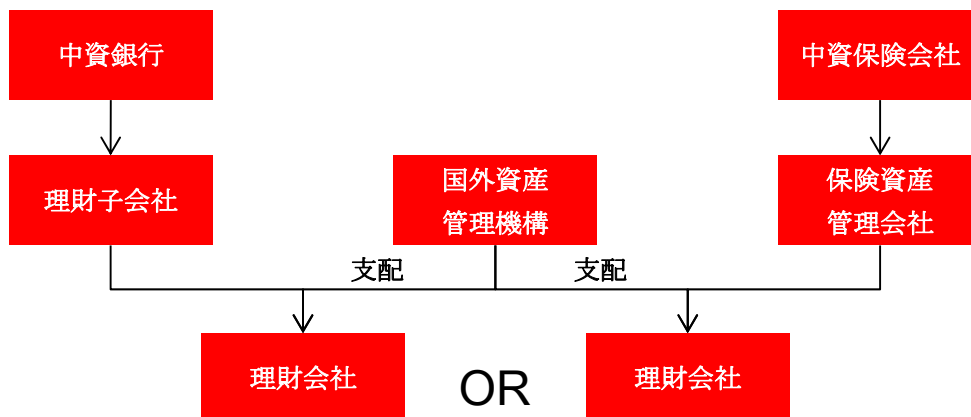
国外金融機構による商業銀行の理財子会社の設立参与、持分出資を奨励することは、国内の資産管理業界が国外資産管理機構の管理経験、投資理念、経営戦略、インセンティブ制度、コンプライアンス・リスクコントロール体系を参考とすること、金融商品供給のさらなる多様化、中国銀行理財業務の健全で秩序ある発展にとって有益的であると考えられます。

^{*1} 関連規定とは

2018年12月2日、中国銀行保険監督管理委員会が公布した『商業銀行理財子会社管理弁法』（令2018年第7号）の第二条、第七～九条。

3. 国外資産管理機構が中資銀行もしくは保険会社の子会社と合弁で、外国側を支配株主とする理財会社の設立を許可

関連規定^{※2}に基づき、中資銀行もしくは保険会社の資産管理子会社は、それぞれ**銀行理財子会社**、**保険資産管理会社**を指します。国外資産管理機構が中資銀行もしくは保険会社の子会社と**合弁**で設立し外国側が支配株主とする理財会社は、**新種類の金融機構**となります。



中国銀行保険監督管理委員会のスポークスマンは、記者会見で、国外資産管理機構が中資銀行もしくは保険会社の子会社と合弁で、外国側を支配株主とする理財会社の設立を許可することについて、**最初は試行形式で実施し、国外市場の成熟し適切な管理体制のある資産管理機構の参入を優先させるとしました。**当該資産管理機構は、**全て人民元で資金を募集してもよく、一部外貨長期資金の募集もできます。**

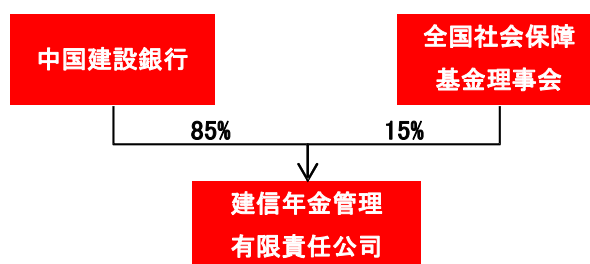
^{※2} 関連規定とは

1. 2018年12月2日、中国銀行保険監督管理委員会が公布した『商業銀行理財子会社管理弁法』（令2018年第7号）。
2. 2004年4月21日、中国保険監督管理委員会が公布した『保険資産管理公司管理暫行規定』（主席令2004年第2号）。

4. 国外金融機構が年金管理会社の投資設立、持分出資を許可

中国の多層的年金システムは：①基本年金保険、②職業年金／企業年金、③個人預金性年金保険、④商業保険等を含みます。中国年金管理市場は第二支柱の「企業年金」のファンド管理を主としています。現在、国内年金管理はまだ試行段階で、国内年金管理会社は「**建信年金管理有限責任公司**」の1社のみです。

建信年金管理有限責任公司是、國務院の批准及び中国銀行業監督管理委員会の審査を経て、**2015年11月4日に正式に開業しました。**当社の登録地は北京で、登録資本金は23億人民元、**中国建設銀行、全国社会保険基金理事会**はそれぞれ85%、15%出資しています。



国外金融機構が年金管理会社の投資設立、持分出資を許可することは、国外の成熟した年金管理経験を参考とし、年金投資管理水準を高められると考えられます。

5. 外資によるマネー・ブローカーの独資設立もしくは持分出資を支持

関連規定^{※3}に基づき、マネー・ブローカーは、中国国内で設立された、デジタル技術もしくはその他手段を通じ、専門で金融機関間の資金融通及び外貨取引等を促進させる仲介サービスに従事し、コミッションを受け取るノンバンク金融機構を指します。

現在、中国のマネー・ブローカー5社はいずれも中外合弁会社で、その出資状況は下記の通り：

No	マネー・ブローカー	内資株主	持分	外資株主	持分
1	上海国際貨幣經紀有限責任公司	中国金融交易中心	67%	毅聯匯業有限公司	33%
2	上海国利貨幣經紀有限責任公司	上海国際信託有限公司	67%	德利万邦（欧州）有限公司	33%
3	平安利順国際貨幣經紀有限責任公司	平安信託有限責任公司	67%	利順金融公司	33%
4	中誠宝捷思貨幣經紀有限公司	中诚信託有限責任公司	67%	BGC PARTNERS, INC.	33%
5	天津信唐貨幣經紀有限責任公司	中信信託有限責任公司	48%	日本中央短資有限公司	33%
		天津信託有限責任公司	19%		

外資によるマネー・ブローカーの独資設立もしくは持分出資の支持とは、既存マネー・ブローカーの内・外資株主が平等協議の基礎の上に、自主的に外資持分の調整を支持すると同時に、外資によるマネー・ブローカーの新設も支持します。

^{※3} 関連規定とは

2005年8月8日、中国銀行業監督管理委員会が公布した『マネー・ブローカー会社試行管理弁法』（令2005年第1号）。

6. 生命保険への外資持分制限（現状、上限51%）を撤廃する過渡期を、従来の2021年から2020年に前倒す

関連規定^{※4}に基づき、生命保険は、人の寿命及び身体を保険対象とする保険で、生命保険、健康保険、傷害保険等を含みます。

従来、外国保険会社が中国の会社・企業と中国国内で合弁設立する生命保険業務を営む合弁保険会社について、その外資の出資比率は全体の50%を超えてはならないとされていました。

2018年6月28日、国家発展改革委員会、商務部が公布した『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』の中に、生命保険の外資持分比率を51%まで緩和し、2021年に金融領域における外資持分比率の制限をすべて撤廃すると通知しました。

2019年7月2日に開催された第13回夏のダボスフォーラムの開幕式において、李克強総理は、金融業開放を深化するために、ネガティブリストに規定されている証券・先物・生命保険に対する外資持分制限の撤廃時期を2021年から2020年に前倒すと発表しました。

中国銀行保険監督管理委員会のスポークスマンは、記者会見で、『中華人民共和国外資保険公司管理条例』の発布を推進すると発表しました。

^{※4} 関連規定とは

1. 2015年4月24日、全国人民代表大会常務委員会が改定した『中華人民共和國保險法』（主席令26号）の第九十五条。

2. 2018年2月13日、中国保險監督管理委員会が改定した『中華人民共和国外資保險公司管理条例實施細則』（令2004年第4号）第三条。

7. 国内保険会社の保有する保険資産管理会社の持分が合計75%を下限とする規定を撤廃し、国外投資者の持分が25%を超えることを許可

2019年7月20日現在、中国保険資産管理会社は計24社。

従来、関連規定^{*5}に基づき、国内保険会社が合計で保有する保険資産管理会社の持分は、75%を下限としています。当該制限撤廃された後、**国外投資者が保有する持分は25%を超えることができるようになりました。**

^{*5} 関連規定とは

1. 2004年4月21日、中国保険監督管理委員会が公布した『保険資産管理会社管理暫定規定』（主席令26号）の第九条。

8. 外資保険会社の参入条件を緩和し、30年の事業継続年数の要求を撤廃

従来、関連規定^{*6}に基づき、外資保険会社の設立を申請する外国保険会社は、保険業務の**事業継続年数は30年以上**でなければなりません。当該制限が撤廃後、**保険事業を営んでいるが事業継続年数が不足する外国保険会社も中国で投資することができるようになりました。**

^{*6} 関連規定とは

2016年2月6日中華人民共和国国務院が改定した『中華人民共和国外資保険会社管理条例』（国務院令336号）の第八条。

9. 証券会社、ファンド管理会社及び先物会社の外資持分制限の撤廃を従来の2021年から2020年に前倒す

関連規定^{*7}に基づき、外資が累計で保有する（直接保有と間接保有を含む）外商投資証券会社、ファンド管理会社及び先物会社の持分比率に制限があります。

2018年6月28日、国家発展改革委員会、商務部が公布した『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』の中に、証券会社、ファンド管理会社及び先物会社の**外資持分比率を51%まで緩和し、2021年に金融領域における外資持分比率の制限をすべて撤廃すると承諾しました。**2019年7月2日に開催された第13回夏のダボスフォーラムの開幕式において、李克強総理は、金融業開放を深化するために、ネガティブリストに規定されている**証券・先物・生命保険に対する外資持分制限の撤廃時期を2021年から2020年に前倒すと発表しました。**

^{*7} 関連規定とは

1. 2018年4月28日、中国证券监督管理委员会が公布した『外商投資証券会社管理弁法』（令第140号）第七条。
2. 2012年9月20日、中国证券监督管理委员会が公布した『証券投資ファンド管理会社管理弁法』（令第84号）第十条。
3. 2018年8月24日、中国证券监督管理委员会が公布した『外商投資先物会社管理弁法』（令第149号）第十条。

10. 外資機構によるインターバンク債券市場のA類主幹事ライセンスの獲得を許可

A類主幹事ライセンスは、**非金融企業債務調達手段のA類主幹事ライセンス**を指し、業務範囲は非金融企業債務調達手段の全種類をカバーします。

関連規定^{*8}に基づき、非金融企業債務調達手段は法人資格を持つ非金融企業がインターバンク債券市場において発行した、一定の期限内で元利返済を約束する有価証券を指します。

2019年7月20日現在、非金融企業債務調達手段の幹事機構は132社（主幹事67社、幹事65社）。うち、A類主幹事は41社（外資なし）、B類主幹事は26社（外資3社）、幹事65社（外資3社）。外資幹事機構の詳細について、下記図表をご参照ください。

No	幹事資格	外資機構
1	B類主幹事	匯豐銀行（中国）有限公司
2		渣打銀行（中国）有限公司
3		法国巴黎銀行（中国）有限公司
4	幹事	摩根大通銀行（中国）有限公司
5		花旗銀行（中国）有限公司
6		德意志銀行（中国）有限公司

中国人民銀行の関連責任者は記者会見で、外資機構によるインターバンク債券市場のA類主幹事ライセンスの獲得を許可することは、外資機構の幹事業務の範囲を国外非金融企業の債務調達手段から債務調達手段の全種類に拡大し、国内企業の起債資金調達によりさらなる国外投資のニーズを喚起することができます。

※⁸ 関連規定とは

1. 2008年4月9日、中国人民銀行が公布した『インターバンク債券市場非金融企業債務調達手段管理弁法』（令[2008]第1号）第二条。

11. 国外機構投資者によるインターバンク債券市場の投資をさらに利便化

現在、国外機構投資者がインターバンク債券市場に投資する際に、QFII/RQFII、ダイレクト・スキーム、債券通等複数のチャネルを通じて行うことができますが、同一国外投資主体がもし複数のチャネルを選択してインターバンク債券市場に投資する場合、現在各チャネルはそれぞれ独立しており、市場参入、債券引渡、資金振替等の面で事務の手間が煩瑣です。

そのため、2019年5月10日、中国人民銀行と国家外貨管理局は、『国外機構投資者によるインターバンク債券市場への投資をさらに利便化する関連問題に関する通達（意見募集稿）』を公布し、同一国外機構投資者が異なるチャネルを通じた投資の債券引渡、資金振替、重複届出の問題を解決することを目指しています。

中国人民銀行の関連責任者は記者会見で、上記通達は近いうちに公布されると表明しました。

3. 企業への影響

今回の「金融業開放拡大 11 条」に係る金融業の対外開放は、カバーする領域が広く、内容も具体化されているので、外資機構による中国金融業への投資のためにより開放的な市場環境を醸成しました。引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>关于进一步扩大金融业对外开放的有关举措</p> <p>为贯彻落实党中央、国务院关于进一步扩大对外开放的决策部署，按照“宜快不宜慢、宜早不宜迟”的原则，在深入研究评估的基础上，推出以下 11 条金融业对外开放措施：</p> <p>1、允许外资机构在华开展信用评级业务时，可以对银行间债券市场和交易所债券市场的所有种类债券评级。</p> <p>2、鼓励境外金融机构参与设立、投资入股商业银行理财子公司。</p> <p>3、允许境外资产管理机构与中资银行或保险公司的子公司合资设立由外方控股的理财公司。</p> <p>4、允许境外金融机构投资设立、参股养老金管理公司。</p> <p>5、支持外资全资设立或参股货币经纪公司。</p> <p>6、人身险外资股比限制从 51%提高至 100%的过渡期，由原定 2021 年提前到 2020 年。</p> <p>7、取消境内保险公司合计持有保险资产管理公司的股份不得低于 75%的规定，允许境外投资者持有股份超过 25%。</p> <p>8、放宽外资保险公司准入条件，取消 30 年经营年限要求。</p> <p>9、将原定于 2021 年取消证券公司、基金管理公司和期货公司外资股比限制的时点提前到 2020 年。</p> <p>10、允许外资机构获得银行间债券市场 A 类主承销牌照。</p>	<p>金融業の対外開放のさらなる拡大に関する関連措置</p> <p>中国共産党中央、國務院の対外開放をさらに拡大する決定配置を貫徹・具体化し、「迅速に行うべきことは迅速に、早期に行うべきことは早期に」の原則に基づき、深い研究評価の基礎の上、以下 11 条の金融業対外開放措置を公布する。</p> <p>1. 外資機構が中国で信用格付業務を行う場合、インターバンク債券市場と取引所債券市場の全種類の債券に格付を行うことができる。</p> <p>2. 国外金融機構による商業銀行の理財子会社の設立参与、持分出資を奨励する。</p> <p>3. 国外資産管理機構が中資銀行もしくは保険会社の子会社と合弁で、外国側を支配株主とする理財会社の設立を許可する。</p> <p>4. 国外金融機構による年金管理会社の投資設立、持分出資を許可する。</p> <p>5. 外資によるマネー・ブローカーの独資設立もしくは持分出資を支持する。</p> <p>6. 生命保険への外資持分制限を 51%から 100%に高める過渡期を、従来の 2021 年から 2020 年に前倒す。</p> <p>7. 国内保険会社の保有する保険資産管理会社の持分が合計で 75%を下限とする規定を撤廃し、国外投資者の持分が 25%を超えることを許可する。</p> <p>8. 外資保険会社の参入条件を緩和し、30 年の事業継続年数の要求を撤廃する。</p> <p>9. 証券会社、ファンド管理会社及び先物会社の外資持分制限の撤廃を従来の 2021 年から 2020 年に前倒す。</p> <p>10. 外資機構によるインターバンク債券市場の A 類主幹事ライセンスの取得を許可する。</p>

<p>11、进一步便利境外机构投资者投资银行间债券市场。</p> <p>国务院金融稳定发展委员会办公室 2019年7月20日</p>	<p>11. 国外機構投資者によるインターバンク債券市場の投資をさらに利便化する。</p> <p>國務院金融安定發展委員會辦公室 2019年7月20日</p>
--	---

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行（含む本店、支店）及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行（含む本店、支店）及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行（含む本店、支店）又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室